

## 令和 4 年度

## 公共事業再評価対象事業に関する質問等・回答書

頁	整理番号	事業名	地区名等	質問委員	回答課
1	R4-1~12	地すべり防止事業  他 11 事業	長後地区 他 11 地区	大橋委員	林政課  道路課  河川砂防課
2	R4-2, 3	高規格改築事業	国道 279 号 むつ南バイパス  、横浜南バイパス	大橋委員	道路課
3	R4-2	高規格改築事業	国道 279 号 むつ南バイパス	森(洋)委員	道路課
4	R4-2	高規格改築事業	国道 279 号 むつ南バイパス	渡辺委員	道路課
5	R4-3	高規格改築事業	国道 279 号 横浜南バイパス	渡辺委員	道路課
6	R4-5	国道改築事業	国道 101 号 追良瀬Ⅱ期	渡辺委員	道路課
7	R4-6	国道改築事業	国道 280 号 蓬田～蟹田	森(洋)委員	道路課
8, 9	R4-2~8	高規格改築事業他  6 事業	国道 279 号 むつ南バイパス  他 6 地区	南委員	道路課
10	R4-9	駒込ダム建設事業	駒込ダム	南委員	河川砂防課
11	R4-9	駒込ダム建設事業	駒込ダム	森(洋)委員	河川砂防課
12	R4-11, 12	急傾斜地崩落対策  事業	塚ノ上区域、虹貝新田区域	森(洋)委員	河川砂防課

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	大橋 委員（弘前大学 人文社会科学部 教授）		
番号	すべて	事業名	
地区名等			
<p>(質問等)</p> <p>「(3)費用対効果分析の要因変化」欄で今回と前回の費用・便益等が掲載されていますが、すべて基準年は令和3年度と考えてよろしいでしょうか。記載のあるものや無いものが混在していてわかりにくいと考えていますので、当該箇所への基準年の記載を希望します。なお、最右列には「増減」の記載があるということは、基準年は同じ年同士を比較していると考えられますが、その認識は正しいでしょうか。</p>			
<p>(回答：林政課) 【R4-1 地すべり防止事業】</p> <p>再評価の基準年は令和3年度、当初計画時の基準年は平成24年度としています。</p> <p>(回答：道路課) 【R4-2 ～ R4-8】</p> <p>基準年は再評価の実施年度となります（当該箇所に基準年を記載しました）。従いまして、前回再評価時と今回再評価時で基準年が異なることから、同じ年同士を比較している訳ではございません。</p> <p>(回答：河川砂防課) 【R4-9 駒込ダム建設事業】</p> <p>今回の基準年は令和4年度、前回の基準年は平成29年度としています。</p> <p>公共事業再評価調書「2評価指標及び項目別評価(3)費用対効果分析の要因変化」において、基準年を追記します。併せて、公共事業再評価調書「1事業概要」においても表記を統一します。</p> <p>《対応内容》</p> <p>「1事業概要」</p> <p>再評価時(6回目) → 前回再評価時(6回目:H29)</p> <p>再評価時(7回目) → 今回再評価時(7回目:R4)</p> <p>「2評価指標及び項目別評価(3)費用対効果分析の要因変化」</p> <p>前回再評価時(6回目) → 前回再評価時(6回目:H29)</p> <p>今回再評価時(7回目) → 今回再評価時(7回目:R4)</p> <p>【R4-10 地すべり対策事業、R4-11, R4-12 急傾斜地崩壊対策事業】</p> <p>再評価時の基準年は令和4年、計画当初時の基準年は平成24年としています。</p>			

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	大橋 委員（弘前大学 人文社会科学部 教授）		
番 号	R4-2,3	事 業 名	高規格改築事業
地区名等	国道279号 むつ南バイパス、横浜南バイパス		
<p>（質問等）</p> <p>「(3)費用対効果分析の要因変化」欄で「OD」という表現がありますが、これは「OD交通量の実績値」という理解でよろしいでしょうか。</p>			
<p>（回答：道路課）</p> <p>「OD」とは、道路交通センサスに基づく将来OD表（推計値）を表しています。</p> <p>費用便益分析を行う上でまず必要となる交通流推計は、道路交通センサスベースの将来OD表を用いて行っており、公共事業再評価調書中の「H27OD」の表現につきましては「平成27年度道路交通センサスに基づく令和22年（2040年）の将来OD表を用いて交通流推計を行っている」ことを表しており、「H22OD」は「平成22年度道路交通センサスに基づく平成42年（2030年）の将来OD表を用いて交通流推計を行っている」ことを表しております。</p>			

令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票

質問者	森 洋 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）		
番 号	R4-2	事 業 名	高規格改築事業
地区名等	国道279号 むつ南バイパス		
(質問等)			
地盤改良工法で対策をしている区域は、泥炭（PEAT）層が厚く堆積していた場所であったのか？			
(回答：道路課)			
森委員ご指摘のとおり、当該区域は、表層から深度5m程度まで平均N値0の泥炭層が堆積しており、泥炭層の下にも、軟弱層とされる粘性土層や砂質土層が深度12m程度の範囲まで分布する地層となっております。このため、プレローディング工法では盛土時及び供用時の許容安全率を満足しないことから、地盤改良工法を採用しております。			

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	渡辺 委員（函館工業高等専門学校 社会基盤工学科 教授）		
番 号	R4-2	事 業 名	高規格改築事業
地区名等	国道279号 むつ南バイパス		
<p>(質問等)</p> <p>事業費が、再評価時（3回目）から、かなり増加しています。その理由について、1.には「軟弱地盤対策や材料費の単価上昇により総事業費が増加」とありますが、理由はこれだけなのでしょうか。地盤改良工法の変更が必要なことを、再評価時（3回目）で把握できなかった理由を説明願います。また、当初計画時の事業費からはどの位増加しているのでしょうか。</p>			
<p>(回答：道路課)</p> <p>今回再評価（4回目）では、前回再評価（3回目）と比べ39億円事業費が増加しており、事業に着手した平成15年度当初の事業費122億円から、今回までに128億円の増加となっております。</p> <p>今回の事業費増加の最たる要因は、軟弱地盤対策工法の変更によるものです。これ以外の要因としては、法面保護工法の変更、排水構造物及び道路付属物の増工、埋蔵文化財調査費の増加などがございます。</p> <p>当該軟弱地盤箇所につきましては、当初、プレーローディング工法による対策を予定していましたが、令和2年度に実施した追加ボーリングにより軟弱層が想定より厚く、安定解析により盛土時及び供用時の許容安全率を満足しないことが判明しました。このため、地盤改良工法（中層混合処理工法）に変更することとしましたが、その工法決定に令和2年度末までの期間を要したことから、前回再評価に反映することが困難でした。</p>			

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	渡辺 委員（函館工業高等専門学校 社会基盤工学科 教授）		
番 号	R4-3	事 業 名	高規格改築事業
地区名等	国道279号 横浜南バイパス		
<p>(質問等)</p> <p>事業費が、再々評価時から、かなり増加しています。その理由を説明願います(1.に「現場発生土再利用のための土質改良や材料費の単価上昇により総事業費が増加」とありますが、これだけなのでしょうか)。また、当初計画時の事業費からはどの位増加しているのでしょうか。</p>			
<p>(回答：道路課)</p> <p>今回再評価（3回目）では、前回再評価（2回目）と比べ約37億円事業費が増加しており、事業に着手した平成25年度当初の事業費約98億円から、今回までに約76億円の増加となっております。</p> <p>今回の事業費増加の最たる要因は、現場発生土再利用のための土質改良の増工によるものです。これ以外の要因としては、法面保護工法の変更などがございます。</p> <p>当該工区は、令和2年度補正予算で約20億円が配分され、これにより、令和3年度から切土工事を本格的に開始しましたが、現場発生土の土質試験を実施した結果、無処理では流用不可で改良が必須となったことから、土質改良材を添加した上で盛土材に流用しています。</p>			

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	渡辺 委員（函館工業高等専門学校 社会基盤工学科 教授）		
番 号	R4-5	事 業 名	国道改築事業
地区名等	国道101号 追良瀬Ⅱ期		
(質問等)			
<p>(3)の費用対効果分析で、再評価時に防災便益を見込んでいるのに、再評価時（2回目）で見込んでいないのはなぜでしょうか。</p>			
(回答：道路課)			
<p>本事業は令和4年度より、社会資本総合交付金事業から国庫補助事業へ移行となったことから、便益の算定については、国土交通省による『費用分析マニュアル(平成30年2月)』に規定されている「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の3便益が基本項目となります。</p> <p>また、同マニュアルにおいて「冬期の積雪や凍結により走行速度や交通容量が低下する地域の道路網において便益を算出する場合は、冬期の状況を再現した交通流推計を実施することにより、通常の期間と切り分けて冬期の便益を計算して良い。」とあり、いわゆる冬期便益の算定が認められております。</p> <p>従いまして、国庫補助事業である本事業については、上記4つの便益により費用便益分析を行うことから、今回の再評価（2回目）では防災便益を見込んでおりません。</p>			

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森 洋 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）		
番 号	R4-6	事 業 名	国道改築事業
地区名等	国道280号 蓮田～蟹田		
<p>(質問等)</p> <p>再評価時(3回目)での防災便益において、BP交通量からではなく現道交通量から算出する理由を教えて欲しい。</p>			
<p>(回答：道路課)</p> <p>防災便益について、提出済みの調書では現道交通量からの算出として記載しておりましたが、正しくはBP交通量からの算出が適当ですので、調書上関連する部分の修正をいたします。</p> <p>なお、BP交通量から防災便益を算出したところ、以下のようになります。</p> <p>【修正前】防災便益_ 437百万円 費用便益比_1.35 (修正費用便益比_1.90)</p> <p>【修正後】防災便益_2,480百万円 費用便益比_1.50 (修正費用便益比_2.10)</p>			



**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	南 委員（八戸工業高等専門学校 副校長 産業システム工学科 教授）			
番 号	R4-2～8	事業名		
地区名等				
(質問等)				
別紙にまとめました。防災便益の取扱方と、4-5国庫補助に移行した理由の問い合わせです。				
質問1：4-5と4-6に防災便益を評価したのは何故ですか？また、評価しなかったり、減となったのは何が要因ですか？				
質問2：記載がない（欄無い）のと欄があるのに一の記述の違いは何ですか？				
質問3：事業4-5の交付金から国庫補助に移行したのは何故ですか？またこれにより、何がどのように変わるのですか？				
質問4：残事業の「費用対効果分析の結果」の数値をどのように評価すればよいのですか？この数値の持つ意味は何でしょうか？				
(回答：道路課)				
質問1に対する回答				
番号	名称	防災便益評価の有無		左記の理由
		前 回	今 回	
R4-2	国道279号 むつ南バイパス	記載なし	記載なし	当初より国庫補助事業であるため
R4-3	国道279号 横浜南バイパス	記載なし	記載なし	当初より国庫補助事業であるため
R4-4	国道394号 榎林バイパス	-	-	R2に国庫補助事業へ移行したため
R4-5	国道101号 追良瀬Ⅱ期バイパス	有	-	R4に国庫補助事業へ移行したため 前回は「異常気象時通行不能区間の解消」を評価
R4-6	国道280号 蓬田～蟹田	有	有	社会資本総合交付金事業であるため 最小幅員5.3mのため「大型車すれ違い困難区間の解消」を評価
R4-7	国道338号 大湊Ⅱ期	-	-	社会資本総合交付金事業であるが、 防災便益の対象がないため
R4-8	松代町陸奥赤石(停)線 深谷町	有	有	社会資本総合交付金事業であるため 最小幅員2.5mのため「大型車すれ違い困難区間の解消」を評価
R4-5のH29再評価時、及びR4-6に防災便益を評価した理由は社会資本総合交付金事業であるためです。交付金事業の場合、県独自の『道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(令和2年3月 県土整備部道路課)』により「防災便益」を追加計上できます。なお、防災便益は、車道幅員5.5m未満区間の「大型車すれ違い困難区間の解消」のほか、「異常気象時通行不能区間の解消」、「通行危険箇所の解消」の価値を計上することができます。				

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

R4-5のR4今回再評価は、国庫補助事業に移行したため、国土交通省による『費用分析マニュアル(平成30年2月)』に規定されている「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」、「冬期便益」の4つの便益により評価しております。

また、防災便益を計上しているR4-6及びR4-8が前回評価時と比べ減少となっている要因は、計画交通量が減少したことが主要因です。なお、R4-6の防災便益については、計画交通量に修正があったため、再提出しております。

質問2に対する回答

記載がない(欄無い)もの(R4-2、R4-3)は、国庫補助事業であるため記載がございません。

一方、欄があるのに一の記述をしたもののうち、R4-4はR2に国庫補助事業へ移行した事業であるため、以前交付金事業の際に評価した項目として残しています。

R4-7は、社会資本総合交付金事業であるため防災便益を評価できるのですが、防災便益の対象がないため「-」を記載しております。

質問3に対する回答

R4-5が交付金から国庫補助に移行した理由は、当該道路が平常時・災害時を問わない安全で安定した輸送の確保が必要な路線として、令和3年度に重要物流道路に追加指定となったためです。

これにより、交付金事業に比べ予算化されやすく、計画的な施工が可能となります。

質問4に対する回答

国土交通省による『費用分析マニュアル(平成30年2月)』では、再評価に際して行う費用便益分析は、原則として、「事業全体の投資効率性」と「残事業の投資効率性」の両者による評価を実施することとしています。

「残事業の投資効率性」の評価、つまり残事業の「費用対効果分析の結果」の数値は、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を考慮せず、事業を継続した場合に追加的に必要となる事業費と追加的に発生する便益のみを対象として算出したものです。

国の技術指針によると、「残事業の投資効率性」が基準値以上の場合、かつ「事業全体の投資効率性」が基準値以上の場合、事業は継続、基準値未満の場合は、基本的に継続とするが、事業内容の見直し等を行う、とされています。

令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票

質問者	南 委員（八戸工業高等専門学校 副校長 産業システム工学科 教授）		
番号	R4-9	事業名	駒込ダム建設事業
地区名等			
(質問等)			
<p>&lt;費用対効果分析説明資料&gt;で、2-2)ダム建設による便益、整備した施設の評価対象期間は、何年間ですか？例えば、4-10地すべり対策事業では、整備後50年間との記載があります。</p>			
(回答：河川砂防課)			
<p>施設の整備期間と施設の完成から50年間までを評価対象期間としています。 費用対効果分析説明資料において、評価対象期間を追記します。</p>			

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森 洋 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）		
番 号	R4-9	事 業 名	駒込ダム建設事業
地区名等			
<p>(質問等)</p> <p>右岸部では良質な基礎岩盤部まで掘削しないように、造成アバットメントを設置する計画と思われるが、どのような端部処理（傾斜型？）で施工するのかを教えてください。</p>			
<p>(回答：河川砂防課)</p> <p>右岸部の処理については、深部に堅岩（基礎岩盤）がありますが、地表から深く、地山なりに堅岩が上がってこないため、堅岩に岩着させるために深部まで掘削すると右岸部に長大法面が出現し、大きな地形改変を伴うこととなります。</p> <p>そのため、堅岩が比較的浅い位置に出現する位置に傾斜型の造成アバットメント（人工岩盤）を作り、これにダム本体を上座させることとし、地形改変を抑える計画としております。</p> <p>なお、この傾斜型造成アバットメントの基礎岩盤は、ダム本体が上座する岩盤と同じ強度を持ち、底盤だけで安定するため法面（軟弱面）には負荷をかけないものとなっております。</p> <p>造成アバットメント工と堤体が接する部分の処理につきましては、止水の確実性を確保するため止水板を設置するほか、他ダムの事例等を参考にひび割れ防止の鉄筋マットを設置するなどの対策を行うこととしております。</p>			

**令和4年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会  
事前質問に対する回答票**

質問者	森 洋 委員（弘前大学 農学生命科学部 教授）		
番 号	R4-11 R4-12	事 業 名	急傾斜地崩壊対策事業
地区名等	塚ノ上区域 虹貝新田区域		
(質問等)			
<p>資料の凡例で示されている被害想定区域（土砂到達）は、土砂災害警戒区域を意味しているのか？もし、そうであれば土砂災害特別警戒区域も示して欲しい。</p>			
(回答：河川砂防課)			
<p>被害想定区域は、急傾斜地崩壊危険区域の指定の際に、現地測量の結果を基に、急傾斜地の高さから設定した区域となっています。</p> <p>土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、実施している基礎調査（急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等の事項に関する調査）の結果を基に指定した区域となっており、被害想定区域と設定条件や範囲が異なることから追記しました。</p>			